

河津町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

河津町教育委員会

目次

I	計画の概要	1
1	計画の趣旨	
2	河津町立小中学校の現状	
3	計画の期間	
II	計画における目標	3
III	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
1	「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(1)	学校以外が担うべき業務	
(2)	教師以外が積極的に参画すべき業務	
(3)	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務	
2	学校における措置の推進	
3	教育職員の健康及び福祉の確保に向けた取組	
IV	計画の進捗管理	6
1	概要	
2	目標・取組の評価	

I 計画の概要

1 計画の趣旨

今日の子どもや学校を取り巻く環境は、GIGAスクール構想の進展や生成AIの台頭などの高度情報化、少子化による児童生徒数の減少、災害に備えた防災教育の推進などにより激動していく社会において、より複雑化・多様化しています。そうした中で、子どもが予測困難な未来社会を前向きに生き、社会の形成者として主体的に参画できるようにすることが大切であると考えられます。

また、いじめや不登校、部活動の地域展開、特別支援教育の多様なニーズなど様々な課題があり、教育職員に求められる業務は、質が変化し、量も増大しています。その結果、教育職員の心身の負担の増加や子どもと向き合う時間の減少、教育活動の質の低下、教職そのものへの魅力の低下などが懸念されています。

そのため、これまで学校が果たしてきた役割を踏まえつつ、教育職員のウェルビーイングを追求し、業務の削減・精選を図るとともに、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間を確保できるよう環境を整備するなど、これまで以上に学校における働き方改革を加速度的に進めていく必要があります。

子どもの成長を支える教育職員一人ひとりが心身共に健康で、公私ともに充実した時間を過ごすことで自身の人間性や創造性を磨き、やりがいを感じながら生き生きと子どもたちと接することが、質の高い教育の実現につながります。

本町では、学習指導要領等において目指している「よりよい教育」の実現に向けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年6月公布）及び文部科学大臣が定める指針に基づき、本計画を策定することといたしました。本計画に沿って、町教育委員会、学校、保護者、地域等が連携しながら、各学校長のリーダーシップの下、組織的改善を進めるとともに、個々の教育職員も業務改善に取り組んでいくものとします。

2 河津町立小中学校の現状

本町では、令和4年11月に「河津町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」及び「河津町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、時間外在校等時間の上限の目安を月45時間以内、年360時間以内とすることなどを示しました。教育職員がやりがいをもって仕事に取り組むことができるよう、町教育委員会においては、時間外在校等時間の状況の把握・分析や校長会等での情報共有をはじめ、教育職員の業務をサポートする各種支援員の増員配置、保護者連絡システム『tetoru』の導入等、「働き方改革」に関する施策を進めてきました。校長等管理職としては、各学校の「学校経営計画書」において設定している「働き方改革」に関する目標を実現するための取組を進め、教育職員の健康状態に留意し、勤務時間の状況を踏まえ、必要に応じて業務分担の見直し等を進めてきました。教育職員は、自らの心身の健康の保持増進のため、業務の在り方や進め方等を見直し、学校組織の一員として、働きがいと働きやすさのバランスを意識して業務を遂行してきました。

令和 6 年度時間外在校等時間について、小・中学校別で比較すると、小学校教育職員 1 人当たりの月平均は39.6時間、中学校教育職員は32.3時間といずれも月45時間以内となっています。しかし、中学校では、月45時間以上80時間未満の割合が29.4%、80時間以上の割合が2.5%と高くなっており、役職別で比較すると、小・中学校どちらも教頭が、そして、中学校の教諭の月平均時間外在校等時間が多くなっています。学校別で比較すると、小学校では教頭、中学校では、教諭と事務職員の月平均時間外在校等時間が平均45時間を超えています。小学校では、教頭の事務処理の多さ、中学校では、教諭は部活動指導があるため、放課後の教材研究の時間を確保することが難しいことが一因と考えられます。両校ともに、これまで学校行事の精選をはじめ、職員会議や校内研修、指導部会や学年部会等を勤務時間内において効率的に実施しています。さらに、児童生徒の放課後学習や休み時間の全校運動など、必要と思われる活動は新たに組み込みながら、時間外在校等時間の削減を進めてきました。今後は、さらに諸活動の精選をしていきます。

●小・中学校別の時間外在校等時間の状況（令和 6 年度）

	1 人当たりの月平均	月45時間未満	月 45 時間以上 80 時間未満	月80時間以上
小学校	39.6 時間	96.0%	4.0%	0 %
中学校	32.3 時間	68.1%	29.4%	2.5%

●役職別の 1 人当たりの月平均時間外在校等時間の状況（令和 6 年度）

小学校		中学校	
校長	29.9 時間	校長	15.3 時間
教頭	64.5 時間	教頭	29.9 時間
教諭	43.3 時間	教諭	59.1 時間
養護教諭	20.8 時間	養護教諭	24.7 時間
事務職員	12.0 時間	事務職員	47.9 時間

●学校別の 1 人当たりの月平均時間外在校等時間の状況（令和 6 年度）

河津小学校	39.6 時間	河津中学校	32.3 時間
-------	---------	-------	---------

3 計画の期間

令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年間を本計画の期間とします。

Ⅱ 計画における目標

プランの最終年度である令和9年度に目指す姿は次のとおりとします。

目標	目標値（R9）
自身の仕事に働きがいを感じている教員の割合	100%
児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教員の割合	100%
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	0%
1年間における教員の時間外在校等時間の1箇月平均時間	30時間以下
精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	1.1%以下
年次有給休暇の年間平均取得日数	16日

Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

本町では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

（1）学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者や地域住民による見守り活動を推進する。
 - ・学校教育係、建設課、防災課、警察、土木事務所等による通学路の点検を実施する。
- ② 放課後、夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・夜間における校外の見回りは、地域の青少年補導員や警察、町教育委員会（学校教育係・社会教育係）が実施する。学校における自主的な見回りは原則行わない。
 - ・青少年問題協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・学校給食費については、徴収手続き等の精査を進め、令和9年度予算を目途に公会計化を実施する。
 - ・学級費等の学校徴収金については、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を実施できるよう検討する。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
 - ・学校運営協議会コーディネーターや地域学校協働活動推進員の配置等を推進する。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校での対応が困難な場合は、学校教育係が介入支援を積極的に行い対応する。
- ⑥ 外部団体の募集（広報チラシ、コンクール等）
 - ・学校教育係を窓口として対応する（家庭配布、送信等は学校へ依頼）。
 - ・保護者連絡システムを利用し、学校教育係から電子媒体で送信することを進める。
- ⑦ 体育館・運動場等の学校施設の貸出し
 - ・社会教育係による管理を継続する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答等

- ・学校に対しての回答又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努め、教師の専門性に深く関わるものを除き事務職員が中心となって回答することを推進する。

② 学校の広報活動やウェブサイトの作成・管理

- ・学校教育係（情報通信技術支援員を含む。）や事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討する。

③ ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理

- ・学校教育係（情報通信技術支援員を含む。）が中心となって行い、事務職員等と連携して対応する。

④ 体育館等の施設・設備の管理

- ・社会教育係による管理を継続する。

⑤ 校舎の開錠・施錠

- ・教職員間の役割分担を見直し、管理職に固定しない。

⑥ 児童生徒の休み時間における安全配慮

- ・教職員全体でのローテーションや地域学校協働活動での地域ボランティアによる見守りを依頼することによって、教師の休憩時間を確保する。

⑦ 校内清掃、校内掲示

- ・地域学校協働活動で地域ボランティアを募り、保護者とともに清掃活動等を行う。

⑧ 部活動

- ・部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、部活動指導員の増員、地域団体等との連携を推進する。

⑨ 花壇、農園、運動場等の管理

- ・地域学校協働活動で地域ボランティアを募り、学校用務員が中心となって行う。必要に応じて外部委託を検討する。

⑩ 放課後の学習指導

- ・地域学校協働活動で地域ボランティアを募るとともに、放課後児童クラブと連携する。
- ・不登校児童生徒（不登校傾向を含む。）の学習を少しでも保障できるよう、リモートでの学習や『校内教育支援センター』等の利活用を推進する。

(3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

① 給食の時間における対応

- ・学級担任と栄養教諭等との連携を図り、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員全体による緊急時の組織的体制を構築した上で、支援員を活用する。

② 授業準備

- ・サポートスタッフの参画を推進し、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

③ 学習評価や成績処理

- ・サポートスタッフの参画を推進するとともに、校務支援システムの活用、自動採点システム（中学校）の導入やデジタル技術の活用を促進する。

- ④ 学校行事の準備・運営
 - ・教師、事務職員、サポートスタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。
- ⑤ 進路指導
 - ・地域学校協働活動により外部人材との連携、協働を推進する。
- ⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される人材を積極的に配置し、これらの人材と教師との協働を促進する。

2 学校における措置の推進

学校において、次に掲げる措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- (1) 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において定められる授業時数の標準を大きく上回ることなく真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、その理由を確認した上で、教育職員の時間外在校等時間の削減の視点から学校に見直しを促す。
- (2) 学校で計画されている学校行事等について、真に学校教育目標に沿ったものになっているか、児童生徒の力を付けるものになっているか等の視点で学校に見直しを促す。
- (3) 保護者等による過剰な苦情や不当な要求から教育職員を守るため、小・中学校とも一定時刻以降は自動音声機能に切り替える等の環境を整える。
- (4) 対応が困難な事案や判断が難しい事案については、法律の専門家の立場からの助言が得られるよう、町長部局に配置されている顧問弁護士に支援を仰ぐ体制を整える。
- (5) 学校評価等のアンケート調査は、Googleフォーム等の機能を活用し、集計業務の負担軽減になるよう支援する。
- (6) 教職員の休憩時間の周知（校内掲示を含む。）を図るとともに、アンケート等により実態調査を行う。また、持ち帰り業務についても実態調査を行い、改善策を検討する。

3 教育職員の健康及び福祉の確保に向けた取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定を遵守するとともに、次に掲げる内容に取り組みます。

- (1) ひと月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対して管理職が面談を実施し、必要に応じて医師による面接指導を実施する。
- (2) 50人未満の学校においても、令和9年度からストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- (3) 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- (4) 年次有給休暇について、日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- (5) 学校における定時退勤日を月1回設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間の

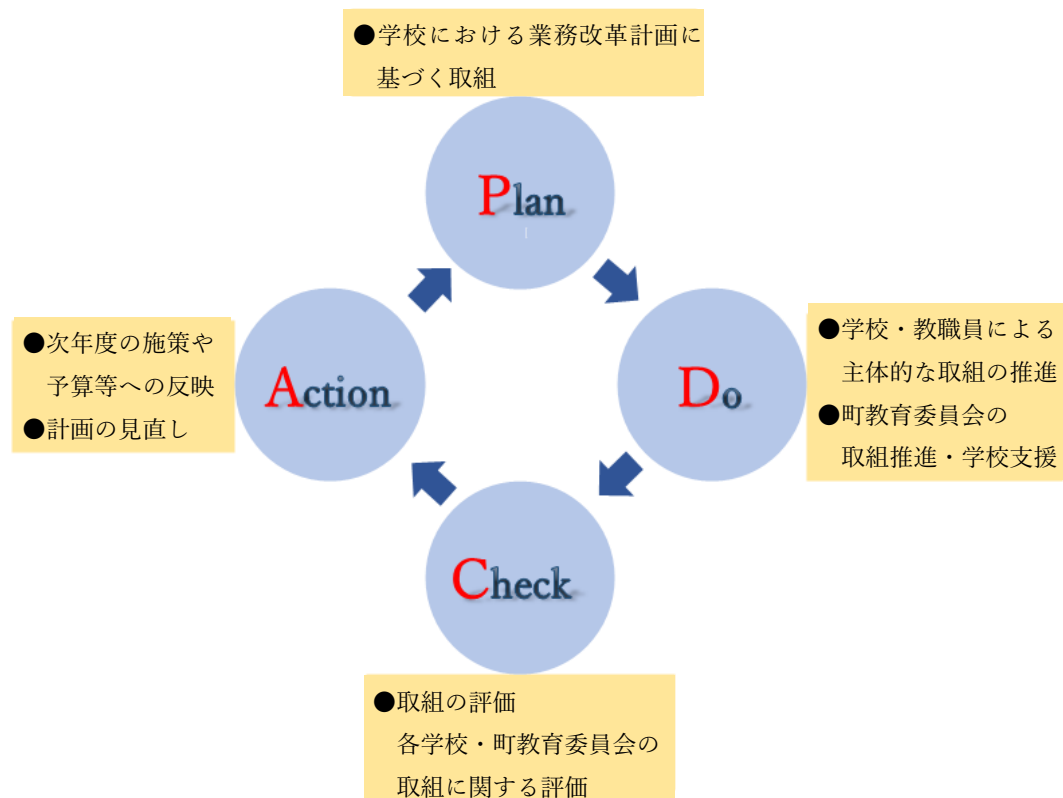
一斉閉庁期間を設定する。

IV 計画の進捗管理

1 概要

本計画で定める具体的取組について、PDCAサイクルを活用しながら着実な推進を図ります。まずは、本計画の内容について町HP等で周知し、保護者や地域の理解につなげる必要があります。

各学校においては、学校長のリーダーシップの下、学校運営協議会も活用しながら本計画に基づいた業務改革を推進していきます。町教育委員会においては、各学校の状況・課題等について確認し、学校への助言・指導を実施します。また、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員に対しては、速やかな状況改善を目指して個別の助言・指導を実施します。



2 目標・取組の評価

■評価の方法

令和6年度の実績を基準として、目標及び具体的取組の評価を実施します。

■目標達成状況の把握方法

目標の達成状況については、出退勤管理システムや休暇承認申請書、ストレスチェック等アンケートの実施により把握します。

■公表・報告

毎年度、町HPにおいて時間外在校等時間の状況を公表するとともに、本計画で定める具体的取組の進捗状況及び評価結果を河津町総合教育会議において報告します。